

IP 実務トピックス (2025 年 1 月)

2024 年諸外国における知財法制の変化の振り返り

高島国際特許事務所

弁理士 鍋島 真紀

1. 米国特許商標庁 (USPTO)

2025 年 1 月 19 日に施行された USPTO の庁費用の改定は、その規模と値上げ幅の大きさのために大きなニュースとなりましたが、他にも以下の情報が注目されました。

(1) 2024 年 2 月 13 日に AI 支援発明の発明者認定に関するガイダンス (Inventor ship guidance on AI-Assisted Inventions) が公表され、AI 支援発明について、AI には発明者適格がなく、少なくとも一人の自然人による「重要な貢献」が判断基準となることが明確化されました。

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-issues-inventorship-guidance-and-examples-ai-assisted-inventions> (英語)

2025 年には AI 支援発明における「自明性」の認定に関するガイダンスの公表が期待されます。

(2) 7 月 17 日には、同じく AI に関連して、特許適格性に関するガイダンスの 2024 年版更新として AI 関連発明の特許適格性に関するガイダンス (AI Subject Matter Eligibility Guidance) が公表され、AI 関連発明に係る事例 47~49 も追加されました。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-ai-subject-matter-eligibility-guidance> (英語)

(3) 9 月 30 日には、特許出願の最終拒絶後に出願人がとり得る選択肢の一つとして提供されていた無料の試行プログラム AFCP 2.0 (After Final Consideration Pilot 2.0) の終了が告知され、同プログラムが 12 月 14 日で終了しました。

<https://www.uspto.gov/patents/initiatives/after-final-consideration-pilot-20> (英語)

このような無料プログラムの終了や庁費用の大幅値上げは USPTO に限られるものではなく、昨年以降多くの国で同様の動きがみられます。

2. 欧州特許庁 (EPO)

EPO では、2024 年 1 月 1 日に審判手続の改正規則が施行され、3 月 1 日には、2021 年以降毎年改定されている審査基準の 2024 年版が施行されました。庁費用は 4 月 1 日付で値上げされる一方で、零細事業者等を対象に許可段階の費用の 30% の減額申請ができる Micro Entity Fee Reduction が導入されました。過去 5 年間で 5 件未満の出願件数の自然人、NPO 法人、大学、公的研究機関や零細企業が利用することができます。詳細は、以下の URL に説明されています。

<https://www.epo.org/en/service-support/faq/applying-patent/fee-reductions-small-and-micro-entities/am-i-eligible-micro> (英語)

EPO のその他の近況として、コスタリカが南北アメリカで初めて EPO とバリデーション条約を締結し、EP 特許からの権利取得が可能になるというニュースもあります。過去に同条約を締結した国は、モロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジア、ジョージア及びラオスです。

3. 中国国家知識産権局 (CNIPA)

中国では、2024 年 1 月 20 日に改正実施細則が漸く施行され、医薬品特許等の存続期間延長出願

の手続き規定が整備されたほか、8月23日に優先権回復・優先権主張の増加修正に関するガイドライン、続いて2024年12月31日にAI関連発明出願ガイドライン（試行）が施行されました。優先権ガイドラインには優先権主張をした場合にとり得る回復手続と主張の増加修正の手続が記載され、AI関連発明ガイドラインには、発明者適格だけでなく、発明該当性判断基準（特許対象となる発明を記載する請求項の表現形式）、明細書の開示要件や進歩性の判断基準も記載されています。

https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=194339&colID=66（優先権、中国語）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html（AI関連発明、中国語）

また、11月1日から、出願係属中の発明者訂正に、より厳格な要件が課されることになりました。

4. 韓国特許庁 (KIPO)

韓国においては、2023年12月21日に関連意匠の出願期間を3年に延長し優先権主張の要件を緩和する等のユーザーフレンドリーな改正を盛り込んだ改正デザイン保護法、2024年5月1日に類似商標の共存同意制度を導入した改正商標法、8月7日に職務発明の承継要件を緩和した改正発明新興法、8月21日に懲罰賠償額の上限を3倍から5倍に引き上げる等の権利侵害の権利者保護を強化した改正特許法及び改正不競法がそれぞれ施行されました。

さらに2024年12月27日には特許法、商標法及びデザイン保護法の更なる改正法案が可決、2025年1月21日付で公布され、7月22日に施行されることになりました。これには商標異議申立て期間の2月から30日への短縮や、商標及びデザインの権利侵害に対しても懲罰賠償額の上限を3倍から5倍に引き上げる改正が含まれています。特許法においては、発明の実施行為に輸出を追加するほか、特許権の存続期間の延長登録出願に関して、従来は医薬品等の許可1件について複数の特許の延長が可能であったところ、これを1つの特許に限定する改正が含まれています。

法改正以外の実務的変更点としては、中国と同じ2024年11月1日から、発明者訂正に厳格な要件を課す規則改正があり、時期的制限や証明書が要求されるようになりました。この規則改正には国籍記載の義務化も含まれています。

5. 5大庁のAI関連発明の審査実務

AI関連技術は分野横断的であり、2025年に最も注目を集める実務上のニュースとなることが予想されます。すでに5大庁（EPO、JPO、KIPO、CNIPA及びUSPTO）では2023年からAI関連発明の審査実務をまとめた資料を作成し公表しており、その2024年6月更新版が以下のウェブサイトから入手できます。

日本語版仮訳（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/document/gochou_ai/jp_annex-complete-answers_each-office.pdf

英語版原文（EPOウェブサイト）

https://link.epo.org/ip5/Annex_Comparable_2024